

議案第25号

上町地区急傾斜地崩壊防止工事に伴う損害の賠償に係る和解について

次のとおり上町地区急傾斜地崩壊防止工事における設計の瑕疵等に伴う損害の賠償に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

甲 鳥取市 企業

乙 八頭郡智頭町 企業

2 和解の要旨

平成18年度上町地区急傾斜地崩壊防止工事「測量及び詳細設計委託」の成果物の瑕疵及び当該成果物に基づいて施工された平成19年度上町地区急傾斜地崩壊防止工事の施工管理管理瑕疵により、県に生じた損害について、甲は損害賠償金155,708円を、乙は損害賠償金155,707円を県にそれぞれ支払うものとする。

3 事件の概要

甲が県に納入した委託成果物に瑕疵があったこと及びそれに基づき乙が施工した工事に施工管理瑕疵があったところにより、工事用地が不足することが判明した。これにより、県

は工事用地を追加買収する等の損害が生じた。

については、県は甲及び乙に対して、県に生じた工事用地の追加買収等に要する費用を負担させることにより、甲及び乙と和解しようとするものである。